

日本材料学会北陸信越支部 支部技術奨励賞規程

平成 18 年 10 月 31 日改定

平成 26 年 4 月 25 日改定

令和 3 年 11 月 1 日改定

支部技術奨励賞（3 件程度）

第 1 条 本支部は工業技術振興のため日本材料学会支部技術奨励賞を設け、本規程によって授賞する。

第 2 条 本賞は材料に関する工業技術の進歩発展に特に貢献した満 40 歳未満（受賞年の 4 月 1 日現在）の本支部所属の正会員あるいは賛助会員組織に属する個人に対し毎年支部総会において授与する。

第 3 条 本賞は賞状とし、副賞は設けない。受賞者の発表は支部ホームページにて行う。

第 4 条 授賞は次の方法で決定する。

1. 受賞候補者の推薦者は本支部所属の正会員および賛助会員とする。
2. 推薦者は本支部指定の様式による推薦書の電子ファイルを支部長宛に提出する。候補業績の参考資料（技術雑誌等に発表された記事など）の電子情報（電子ファイルや URL 等）も添付するものとする。ただし、1 名の推薦者が推薦できるのは 1 名とする。なお、必要に応じて資料の追加提出を求めることがある。
3. 受賞者の選考は選考委員会で行う。委員長は支部長または支部長が指名する者とする。委員は委員長が委嘱する。
4. 選考委員会は候補者中から適当と認められるものを受賞候補者として選考し、支部長に報告する。
5. 支部長は各受賞候補者についてその選考報告を付し常議員会に諮り、授賞の可否を決定する。

第 5 条 本賞を授与すべき適当な候補者がいないときは、その年は授賞しない。

第 6 条 本規程に関わる詳細について、内規を別に定める。

第7条 この規程の変更は、支部幹事会での発議により、常議員会の3分の2以上の賛成を得て行うことができる。